

記者発表資料
平成24年 5月 30日
水産業振興課
担当者：千葉、小林 (2931,2930)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う ヒラメの出荷制限指示について

本日、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、金華山以南の海域におけるヒラメの出荷制限が指示されました。

このことから、下記のとおり金華山以南の海域（別紙参照）において、ヒラメの出荷を差し控えるよう改めて生産者等に要請しましたので、お知らせします。

なお、ヒラメに関しては、既に平成24年5月29日から、仙台湾海域からの水揚げが自粛されております。

記

1 出荷制限指示の内容

- | | |
|-------|----------------|
| ①対象魚種 | ヒラメ |
| ②制限海域 | 金華山以南の海域（別紙参照） |

2 県の対応状況

- ・今回の指示に基づき、金華山以南の海域で漁獲したヒラメについて出荷を行わないよう改めて生産者等に要請した。
- ・魚市場等流通関係者に対し、金華山以南の海域で漁獲されたヒラメを取り扱わないよう改めて要請した。
- ・県内の遊漁船業者に対し、金華山以南の海域においてヒラメの採捕を目的とした案内を行わないよう要請した。

(5月30日現在)

ヒラメ

[水揚自粛等経過]

- 1) 4月24日 ④海域 (県要請)
- 2) 5月28日 ③海域 (県要請)
- 3) 5月30日 ③、④、⑥海域 (国指示)

